

企業法務の

リーガル・リサーチ

編集代表

高宮 雄介

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 弁護士

小林 和真呂

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

鈴木 剛志

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士

伊藤 伸明

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

ビジネスを進め、守るために。

大規模法律事務所所属の弁護士たちが、
企業法務の主要分野・テーマについて、
その特徴とリサーチの勘所やノウハウを解説。

序 文

1 はじめに

(1) 企業法務におけるリーガル・リサーチの重要性

本書は、企業法務に関するリーガル・リサーチについて、大規模法律事務所の第一線で執務を行う弁護士が事務所の垣根を越えた共同作業として執筆した稀有な書籍である。本書でいう「リーガル・リサーチ」には、法令や裁判例、文献等の各種リソースを検索することだけではなく、取り組むべき様々な法律分野の特徴や典型的な法律問題を知るとともに、当該法律分野における様々なリソースの位置づけを理解し、リサーチをして得た結果を、直面する問題の解決に活かすことまでをも含んでいる。

企業法務に取り組むうえでリーガル・リサーチが重要であることは言うまでもない。法律分野全般においてリサーチが重要であることは当然であるが、とりわけ企業法務においては、取り扱う法律問題が高度かつ複雑であることが多く、また当該法律問題によって左右されるステーク（利害）は巨額であることが多い。加えて、企業法務において関わることになる当事者はそれぞれが相応の法的知識を有していることが多く、十分なリサーチをせずに安易な対応を行うことは致命的なリスクとなり得る。他方、企業法務は、企業のビジネスと密接に結びついている。このため、企業法務におけるリサーチに際しては、ビジネスの時間軸に合わせ、短時間かつ効率的に回答を導き出すことが求められる。したがって、企業法務に取り組むうえでは、それに適したリーガル・リサーチのスキルを身に付けることが不可欠である。

(2) 本書が想定する読者層

本書は、(1)で記載した問題意識を踏まえ、企業法務に取り組む際に、よりの確かつ効率的に対応できるようになることを願って企画されたものである。したがって、本書は企業法務に取り組んでいる、または、その可能性がある方々

には、皆様に読んでいただきたいと考えている。もっとも、本書が特に想定する読者層をあえて挙げるとすれば、以下のとおりとなる。

第1に、企業法務を主として取り扱う法律事務所に入所してから日が浅い若手の弁護士の方々である。こうした法律事務所のうち、特に大規模な法律事務所においては、一刻も早く実務に慣れることができるように趣向を凝らした研修プログラムが設けられていることもあり、そうでない場合であっても、先輩弁護士から若手弁護士に対して様々な形で、各専門分野におけるリーガル・リサーチの基礎を修得する手ほどきが行われている。もっとも、こうした研修プログラムや先輩弁護士から後輩弁護士への手ほどきは実務の傍らで行われることから、時間的制約を中心とした各種制約に服せざるを得ず、必ずしも十分な対応を行い得るとは限らない。本書は、こうした現実を鑑み、企業法務を主として取り扱う法律事務所の若手の弁護士の方々が、事務所の研修プログラムや先輩弁護士からの手ほどきと併せて参照することにより、早期に実務に慣れるための格好のツールになるものと考えている。

第2に、企業の法務部門や総務部門において日々社内の各部門から法律相談を受けて対応にあたっているインハウスロイヤーを含む法務部の方々である。企業の法務部門や総務部門では、株主総会対応や取締役会の運営等のコーポレート関係の業務、事業部門の求めに応じた契約書のレビュー、行政機関からの各種調査等への対応等、日々多種多様な法律相談を扱っており、その過程で様々な分野における知識・経験が蓄積される。もっとも、企業の法務部門や総務部門においては、社内の各部門からあらゆる問い合わせに対応することが求められるがゆえに、その知識・経験には濃淡が生じ、知識・経験が浅いまま対応を迫られる分野が生じることは避け難い。企業の法務部門や総務部門の方々には、そうした分野の法律問題に取り組むに際し、ひとまず本書の該当箇所を確認することによって、効率的かつ効果的に対応を行っていただけるものと考えている。

第3に、現在法科大学院や法学部において司法試験に向けて勉強中であったり、司法修習に取り組む等しており、近い将来、企業法務に接することとなる可能性が高い法曹の卵の方々である。法曹になるためのトレーニングに際して最も重要なのは基本六法をはじめとする基礎的な法律分野に関する正確かつ

深い知識であることは言うまでもなく、本書で取り扱う実務的な知識もこうした基礎的な法律分野に関する正確かつ深い知識の上に拠って立つものである。もっとも、法科大学院や法学部の教育においてもリーガル・リサーチに関する科目が提供され、企業法務に関する分野が取り扱われる場合も多いほか、法曹三者のいずれの分野に進むに際しても企業法務の各分野に関する法律問題を取り扱う機会はあることから、司法修習において各修習課程に取り組むにあたって、企業法務に関するリーガル・リサーチの手法に触れることは有用と思われる。こうした観点より、本書は、法曹の卵の方々にも、企業法務の各分野におけるリーガル・リサーチの概要を知るためにお薦めできるものと考えている。

この(2)の冒頭で述べたとおり、本書が想定している読者層は上記に限られるものではない。例えば、一般的な民事事件を中心に取り扱っている法律事務所の弁護士が依頼者から専門的な分野に関する法律相談を受けた際に回答にあたってのリーサーチの出発点として参照したり、司法修習を終えてから一人で独立して法律事務所を開業する弁護士が多種多様な分野の法律相談を受ける際の備えとして目を通したりといった活用方法も考えられる。

2 本書の特徴

(1) 総 論

1(1)の冒頭で述べたとおり、本書は、①リーガル・リサーチの中でも企業法務に特化した書籍であること、②大規模法律事務所の弁護士が事務所の垣根を越えて執筆した書籍であること、③各専門分野の第一線で執務を行う弁護士が執筆した書籍であることという特徴を有する。これらの特徴は、1(2)で述べた主として想定する読者層に本書を活用していただきやすくするために本書の企画時に特に意識された点であり、執筆者としても本書を手にする皆様は是非価値を感じていただければと考えている点である。

以下、(2)においてそれぞれの特徴の持つ意味について説明する。

(2) 各 論

① リーガル・リサーチの中でも企業法務に特化した書籍であること
法律に関連した活動に携わるにあたり、法令や裁判例、行政機関が発出する

ガイドラインや研究者の論文・書籍などの各種リソースを調査することは不可欠であり、これらの調査や分析にあたっては、相応のノウハウや知見が求められる。このため、リーガル・リサーチは他の分野のリサーチとは区別された独自の分野として認識されてきた。そして、こうした特徴から、リーガル・リサーチは、雑誌の論稿や書籍の題材としても、決して数は多くないものの、これまで一定程度は取り上げられることがあった。しかし、これまでに知られているリーガル・リサーチを題材にした雑誌の論稿や書籍のほとんどは、例えば、研究職を目指す者または研究職になりたての者を主たる読者として想定し、アカデミアにおけるリーガル・リサーチを念頭に執筆がなされていたり、個人から多種多様な事件を幅広く引き受ける弁護士を目指す者、または、これになりたての者を主たる読者として想定し、刑事事件や家事事件を含む弁護士業務全般における初歩的なリーガル・リサーチを念頭に執筆がなされたりするものであった。これに対し、本書は、企業法務に特化したリーガル・リサーチを念頭に執筆がなされた書籍である点に大きな特徴がある。無論、企業法務におけるリーガル・リサーチにおいても、アカデミアや弁護士が取り扱う他の分野において求められるリーガル・リサーチと共通する部分は多い。しかし、企業法務におけるリーガル・リサーチは、相対的に限られた時間の中で、実務の見地から許容される結論を出すことが求められるという点において、他の分野のリーガル・リサーチと大きく異なっており、そのためには固有のノウハウを学ぶことが重要であり、本書はそうしたノウハウを読者に提供することを主眼としている。

② 大規模法律事務所の弁護士が事務所の垣根を越えて執筆した書籍であること

本書の第2の特徴は、多数の大規模法律事務所の弁護士が協力して執筆した書籍である点にある。弁護士は、執務の中で専門分野に関して深い考察を行ったり、実務に関する様々な知見やノウハウを習得したりする機会があることから、各自の専門分野について、そうした点を雑誌等における論稿や書籍にまとめて発表する機会は決して少なくない。しかし、多くの場合、そうした論稿や書籍は、各弁護士個人または各弁護士が所属する法律事務所の弁護士の名義において発表されるのみであり、とりわけ企業法務を取り扱う大規模法律事務

所においてはこれが顕著である。これに対し、本書は、企業法務の主要な専門分野（14分野）について、大規模法律事務所の弁護士が所属する法律事務所の垣根を越えて協力している点に大きな特徴がある。各専門分野におけるリーガル・リサーチの手法やノウハウは、それぞれが所属する法律事務所に固有のものではなく、分野全体に共通するものであるところ、本書のような企業法務全般におけるリーガル・リサーチに関して取り扱う書籍について、特定の法律事務所と紐づく形ではなく、所属する法律事務所の垣根を越えた形で世に問うことができた点は、本書の性質上も、非常に意味があることと考えられる。

③ 各専門分野の第一線で執務を行う弁護士が執筆した書籍であること

本書の第3の特徴は、その執筆者が各専門分野の第一線で執務を行う弁護士である点にある。

現在の企業法務は高度に専門分化が進んでおり、いかに優れた弁護士であっても、一人で全ての分野について完全にカバーすることは難しい。このことから、企業法務を主軸とする大規模法律事務所においては、M&A・コーポレート関係、ファイナンス関係、訴訟・紛争関係といった比較的幅広い分野から、独占禁止法関係、労働法関係、知的財産法関係といったより専門性の高い分野まで、長年にわたり当該分野を中心に執務をし、当該分野について高度に知識や経験を修得している弁護士が専門分野ごとに執務をする体制を確保することにより、法律事務所全体として企業法務の主要分野全体をカバーする体制を構築している。すなわち、大規模法律事務所においては、長期間にわたって執務をしている少数の弁護士のもとに企業法務全般にかかる知識・経験が集積されているわけではなく、個々の専門分野の知識・経験は、各専門分野を取り扱う弁護士がそれぞれ有している状況にある。このことから、本書は、企業法務の主要分野について、その分野固有の知識・経験を盛り込む形とすべく、各専門分野を取り扱う弁護士が執筆をする形としている。

さらに、本書は、各専門分野について、当該分野の第一線で執務を行う弁護士が執筆に携わっているという点においても特徴的である。本書の編集・執筆は、弁護士として執務を開始してから概ね15年前後の経験を有する中堅あるいは若手のパートナー層を中心に行っている。こうした弁護士はまさに働き盛りの世代であり、各専門分野において、依頼者が大規模法律事務所に期待する

難易度の高い論点やプロジェクトに関する相談を受け、これまでに蓄積してきた知識・経験を活かし、自らの采配のもとで案件を成功に導きだす役割を日々担っている。また、こうした世代の弁護士は、事務所内における教育や研修にも中心的に関与していることが多く、新人弁護士への研修や事務所内における他分野の弁護士に対する継続的な研修において、講師等の役割を任されることも少なくない。本書は、このように、各専門分野におけるリーガル・リサーチに関して、最も知識・経験を有し、かつこれらを事務所内で他の弁護士に伝える役割を任されることが多い弁護士による著作となっており、記載内容の正確性を担保するとともに、紙幅の許す限りにおいてにおいて効率的かつ分かりやすく要点を伝えられるよう心掛けている。

3 本書全体および各章の構成

2で説明した本書の特徴を活かす観点から、本書においては全体および各章のそれぞれの構成に関し、以下に述べるような工夫を行っている。

このうち本書全体に関しては、企業法務の主要分野のリーガル・リサーチに関して述べた章の前に、各分野に共通する企業法務のリーガル・リサーチの基本に関して解説する章を設けるという配慮を行った。本書の主たる目的は企業法務におけるリーガル・リサーチに関し、分野ごとに異なる点を個別に取り上げて解説を行うことにあるが、個別分野におけるリサーチを行うに先立ち、裁判例や法令をはじめとする基礎的なリソースの調査の手法を身に付けることは不可欠である。第1章においては、こうした分野横断的に求められる基本的なリサーチスキルやリサーチツールについて、リーガル・リサーチに取り組むうえでの心構えなどとともに解説することで、企業法務におけるリーガル・リサーチに不慣れな読者への配慮を図っている。

また、主要分野ごとに解説を行っている各章（第2章～第15章）に関しては、1(1)で解説した企業法務におけるリーガル・リサーチの重要性に鑑み、高度かつ複雑な問題に対し、短時間かつ効率的に回答を導き出すことができるよう、できる限り「分野の特徴」「リサーチツール」「個別分野でのリサーチ」という順序で解説を行うように心掛けた。このうち、「分野の特徴」は、企業法務の各分野はそれぞれ専門性が高いことから、具体的なリーガル・リサーチに入る

前に当該分野の特徴を把握しておいた方が結果として効率的であることが多いという問題意識に鑑みて設けている。また、「リサーチツール」は、企業法務においては専門分化が進んでいるゆえに、ある分野においては重要視されるリソースが別の分野ではあまり参照されなかったり、ある分野だけで参照されるリソースがあるという実態に鑑みて設けた項目であり、項目内で挙げている書籍や雑誌、関連するウェブサイトやデータベースといったリソースに関しては、できる限り当該分野における重要性や性格等もあわせて解説することを心掛けた。以上に加え、本書に取り上げた企業法務の主要分野においては、それぞれ当該分野内においても性格が異なるいくつかの個別分野が含まれており、当該個別分野ごとに典型的に必要なリサーチの性質や参照することが求められるリソースが異なることも多いため、「個別分野でのリサーチ」に関して項目を設けている。「個別分野でのリサーチ」においては、読者の理解に資するように、当該個別分野において典型的に生じる法律問題を設例の形で示すことを心掛けた。そのうえで、当該個別分野においてはどのような形でリーガル・リサーチを進めていくことが一般的であり、その際にはどのようなリソースを参照することが考えられるかを解説する構成とすることで、企業法務の現場において本書を効果的に活用できるよう工夫している。

なお、本書においては、代表的なリサーチツールに関して太字で強調表示をし、読者の視認性を確保しているほか、有斐閣ウェブサイト上のウェブサポートページ (<https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641126572>。下の二次元コードよりアクセス可) において、本文内で紹介をしたウェブサイト等のリンク集を掲載し、読者が容易に当該情報にアクセスできるような環境を整備している。これらも、企業法務の現場において直面する様々な法的问题に短時間かつ効率的に対応するために本書において行った工夫の一例である。



4 おわりに

2で述べたとおり、本書は、①リーガル・リサーチの中でも企業法務に特化した書籍であること、②大規模法律事務所の弁護士が事務所の垣根を越えて執筆した書籍であること、③各専門分野の第一線で執務を行う弁護士が執筆した

書籍であることという特徴を有した稀有な書籍であり、執筆者としては、こうした特徴をもとに、1(2)で述べたとおり、企業法務に現に携わっているまたは将来携わる可能性のある方々に、取っ掛かりとして幅広く手に取っていただく書籍となることを心より期待している。

最後に、本書は上記のような特徴を有する書籍であるがゆえに、その実現は様々な困難を伴うものであり、発刊に協力して下さった関係者の皆様には深く感謝を申し上げたい。とりわけ、大規模法律事務所の弁護士が事務所の垣根を越えて執筆する書籍であるという特徴および各専門分野の第一線で執務を行う弁護士が執筆した書籍であるという特徴を実現するにあたり、各自が所属する法律事務所内の調整を担当して下さった編著者各氏、多忙を極める中で編著者各氏からの要請に応じて本書の執筆を快く引き受けてくださり、他の法律事務所の弁護士およびスペシャリストとの討議等を踏まえたうえで迅速に優れた論稿を寄せて下さった各事務所の弁護士およびスペシャリストの皆様には深く感謝を申し上げます。また、本書の企画にお声掛けくださった株式会社有斐閣実務書編集部部長の亀井聡様、関係者が多岐にわたる複雑な工程管理を一手に引き受けたうえで発刊に導いてくださった同編集部の鈴木淳也様、藤木雄様にも改めて感謝を申し上げ、序文とする次第である。

2025年1月

編著者を代表して
高宮雄介

目次

第1章 リサーチの基本	1
I リーガル・リサーチに必要な情報	1
1 法令等	1
(1) 法律 (1) / (2) 政令 (1) / (3) 府令・省令 (1) /	
(4) 告示 (2) / (5) 最高裁判所規則 (2) / (6) 通達・通知・監督指針・ガイドライン (2) / (7) 法令適用事前確認手続 (日本版ノーアクションレター制度) (2) / (8) 地方自治体の条例・規則 (2)	
2 判例・審決等	2
(1) 裁判 (2) / (2) 準司法手続による審理 (3)	
3 企業情報等	3
(1) 企業の開示情報 (3) / (2) 信用情報 (4)	
4 文献	4
(1) 書籍 (4) / (2) 雑誌 (4) / (3) 法令・文献の略称 (5)	
II 情報へのアクセスと留意点	5
1 データベース	5
(1) パブリックのデータベース (5) / (2) 商用データベース (13) / (3) その他 (18)	
2 図書館	19
(1) 公共図書館 (19) / (2) 専門図書館 (20)	
3 サブスクリプション型法律書提供サービス	21
4 その他：当局への電話照会	24
(1) 電話照会を行うことの是非を判断する (25) / (2) 入念な理論構成を行う (25) / (3) 電話照会先を確認する (25) / (4)	

	電話照会の記録を残す (26) / (5) 電話照会結果の分析・評価を行う (26)	
III	リサーチとナレッジ・マネジメント	26
1	リサーチにおけるナレッジ・マネジメントの重要性	26
	(1) ナレッジ・マネジメントとは (26) / (2) ナレッジ・マネジメントの促進がリサーチにもたらす効果 (26)	
2	組織内に蓄積されるナレッジの活用	27
	(1) 形式知化されたナレッジ (27) / (2) 形式知化しづらいナレッジ (28)	
3	リサーチツールの効果的な活用とナレッジ・マネジメント	29
	(1) リテラシーの向上 (29) / (2) ツールの使い分け (29) / (3) 生成 AI を用いたリサーチツール (29)	
IV	リサーチのアウトプット	30
1	報告の形式	30
	(1) 依頼者が求める成果物とは何か (30) / (2) リサーチメモの要素 (前提事実・問題設定・結論・法的検討) (30)	
2	報告 (リサーチメモ) を準備する際の留意点	31
	(1) リサーチの範囲と順序 (31) / (2) 論理の組み立て (31) / (3) 求めているリサーチ結果が得られなかった場合 (32)	
3	法律文献等の出典の表示、引用について	32
第2章	訴訟実務のリサーチ	34
I	訴訟実務分野の特徴	34
1	訴訟実務とは	34
2	訴訟の種類および本章の取扱い対象	34
3	訴訟実務の特徴	36
	(1) 対立当事者 (相手方) の存在、第三者として国家機関の判断権者である裁判所の存在 (36) / (2) 適用される法令の多様性 (36) / (3) 各場面における手続等の理解の必要性 (37) / (4) 裁判所が定める規則の重要性 (38) / (5) 裁判所の実務運用の理解	

	(38) / (6) 判例、裁判例の重要性 (39) / (7) 紛争の全体像の把握の重要性 (40) / (8) 他の専門家との協力の重要性 (40)	
II	訴訟実務にわたるリサーチツール	41
1	裁判所ウェブサイト	41
2	基本書	42
	(1) 民法 (42) / (2) 要件事実の基本書 (44) / (3) 民事訴訟法等の基本書 (44) / (4) 民事執行法・民事保全法等の基本書 (45)	
3	コンメンタール	45
	(1) 民法 (45) / (2) 民事訴訟法 (46) / (3) 民事執行法・民事保全法 (46)	
4	裁判官等執筆の書籍	47
5	裁判書類の書式に関する書籍	47
6	最高裁判所の判例解説	48
7	判例等記載の定期刊行物	48
III	個別の分野でのリサーチ	48
1	民事保全	48
	(1) 民事保全の検討 (48) / (2) 申立て (49) / (3) 申立てから保全命令まで (51)	
2	訴訟	51
	(1) 訴えの提起 (52) / (2) 審理 (53) / (3) 和解 (54) / (4) 判決・上訴 (55)	
3	民事執行	56
	(1) 財産の調査・特定 (56) / (2) 申立て (57)	
第3章	会社法分野のリサーチ	59
I	会社法の特徴	59
1	会社法（会社法務）とは	59
2	会社法の特徴	60
	(1) 多様なステークホルダーの調整規範 (60) / (2) 関連する法	

	令やソフトローの豊富さ（数の多さ、社会動向に合わせたアップデートの多さ）（61） / （3） 多岐にわたるリサーチ資料（文献・裁判例・統計資料・他社例等）（61）
II	会社法にかかるリサーチツール62
1	会社法全般に関する資料 62
	（1） 基本書（63） / （2） コメントール（63） / （3） 立案担当者の解説（64） / （4） 実務本（65） / （5） 定期刊行物（66） / （6） ソフトロー・ガイドライン等（67）
2	データベース・統計資料 69
III	個別の分野でのリサーチ70
1	株主総会 70
	（1） 株主総会全般（70） / （2） 各種書類の作成・レビュー（71） / （3） 株主総会の事後対応（72） / （4） 例外的手続等への対応（72）
2	取締役会の運営（利益相反等） 74
	（1） 取引に関する決定権限の所在（承認機関はどこか）（74） / （2） 具体的な決定手続の内容（決議要件、決議方法を含む運営方法等）（75） / （3） 付随的に必要な手続の有無（議事録等の作成要否、開示の要否等）（76） / （4） その他留意事項等（77）
3	ガバナンス設計 78
	（1） 監査等委員会設置会社の概要（78） / （2） 監査等委員会設置会社への移行状況（78） / （3） 監査等委員会設置会社への移行のスケジュール、必要な準備・手続（78） / （4） 移行後の取締役会・監査等委員会の運営その他留意点（80）
4	役員報酬（RS・SO） 80
	（1） エクイティインセンティブの概要および法的論点の全体像（81） / （2） 会社法上の必要手続について（82） / （3） その他の論点（82）

第4章 M&Aのリサーチ	84
I M&A実務の特徴	84
1 M&Aとは	84
2 M&Aに関する案件の特徴	84
(1) 多様な取引対象・取引形態 (84) / (2) 案件の展開・進捗に 応じた対応 (85) / (3) クロスボーダー案件への対応 (86)	
II M&A全般にかかるリサーチツール	87
1 M&Aに関する書籍	87
(1) M&A実務全般に関する書籍 (87) / (2) M&Aの取引対象・ 取引類型に応じて参考にすべき書籍 (87) / (3) 法務デュー・デ ィリジェンスに関する書籍 (88) / (4) M&A契約に関する書籍 (89) / (5) クロスボーダーM&Aに関する書籍 (89)	
2 M&A案件の先例に関する情報	89
III 個別の分野でのリサーチ	90
1 非上場会社の株式譲渡	90
(1) 取引ストラクチャー・スケジュールの検討 ((ii) (91) / (2) 法務デュー・ディリジェンス ((iii) (93) / (3) 最終契約 ((iv) (94) / (4) クロージング (取引の実行) ((v) (96)	
2 上場会社の経営統合、資本提携	96
(1) 経営統合の取引ストラクチャーに関するリサーチ (98) / (2) 資本提携の取引ストラクチャーに関するリサーチ (101)	
3 公開買付けを伴うM&A	103
(1) 関連する法令等や検討の視点 (103) / (2) 金商法上の公開買 付け規制に関するリサーチ (105) / (3) 過去の公開買付け事例に 関するリサーチ (106) / (4) スクイーズアウトに関する会社法の リサーチ (106) / (5) 上場規則やM&Aの公正性担保に関するル ールのリサーチ (107) / (6) 〔事例3〕における具体的なりサーチ の方向性 (108)	

第5章 倒産・事業再生分野のサーチ —————110

- I 倒産・事業再生分野の特徴 ……………110
 - 1 倒産とは 110
 - 2 倒産・事業再生分野の関係機関 111
 - 3 倒産・事業再生に関する案件の特徴 111
 - (1) 実務の重要性 (111) / (2) 分野内の多様性・他分野との交錯 (113) / (3) 国境を越えた対応の必要性がある場合 (114)
- II 倒産・事業再生分野全般にかかるサーチツール ……………114
 - 1 倒産法の基本書 114
 - 2 倒産法のコンメンタール 115
 - 3 倒産・事業再生分野に関する刊行物 115
 - 4 倒産・事業再生実務・手続関係の書籍 116
 - (1) 全般 (116) / (2) 清算型法的整理 (117) / (3) 再生型法的整理 (118) / (4) 私的整理 (119)
 - 5 倒産・事業再生分野のウェブサイト 120
 - 6 国外の倒産・事業再生に関する情報 120
- III 個別の分野でのサーチ ……………121
 - 1 破産管財事件 121
 - (1) 破産管財事件の初動対応全般 (123) / (2) 工場・店舗等 (124) / (3) 動産（在庫商品・什器備品等）の財産換価 (124) / (4) 所有不動産 (125) / (5) 賃貸借契約、継続的供給契約 (125) / (6) その他資産の財産換価 (126) / (7) 従業員の取扱い (126) / (8) 破産管財の税務 (127) / (9) 国外資産 (127) / (10) 東京地裁以外の地裁管轄の破産管財事件 (127)
 - 2 民事再生事件 128
 - (1) 民事再生手続の概要・スケジュール (129) / (2) 債権回収を最大化するためにとるべき措置 (129) / (3) 事業再生 M&A の概要、各種スキーム (131) / (4) スポンサー選定、スポンサー契約の検討 (131)

第6章 独占禁止法分野のリーサーチ	133
Ⅰ 独占禁止法実務の特徴	133
1 独占禁止法とは	133
2 独占禁止法の所管官庁	133
3 独占禁止法に関する案件の特徴	134
(1) 公取委による解釈や考え方の重要性 (134) / (2) 分野内の多様性・他分野との交錯 (135) / (3) 国境を越えた対応の必要性 (136) / (4) リーガルを越えた対応の必要性 (136)	
Ⅱ 独占禁止法全般にかかるリーサーチツール	137
1 公取委ウェブサイト	137
2 独占禁止法の基本書	138
3 独占禁止法のコンメンタール	138
4 独占禁止法に関する定期刊行物	139
5 独占禁止法実務・手続関係の書籍	139
6 海外の独占禁止法に関する情報	140
Ⅲ 個別の分野でのリーサーチ	141
1 企業結合案件	141
(1) 公取委対応 (142) / (2) 海外当局対応 (144)	
2 被疑事件調査対応	146
(1) 調査対応段階 (147) / (2) 訴訟段階 (150)	
3 単独行為規制に関する相談対応	151
(1) 適用条文の検討 (151) / (2) 行為の違法性に関するリーサーチの実施 (153) / (3) 適用条文の検討 (154) / (4) 行為の違法性に関するリーサーチの実施 (155)	
第7章 ファイナンス分野のリーサーチ	157
Ⅰ ファイナンス取引の特徴	157
1 ファイナンス取引におけるリーサーチの必要性	157
2 対象資産のデューディリジェンスに際してのリーサーチ	157
(1) 会社組織 (158) / (2) 資産 (158) / (3) 契約関係	

	(158) / (4) 許認可 (159)	
3	対象資産の取得に際してのリサーチ 159	
	(1) 金融商品取引法の適用に関するリサーチ (159) / (2) 宅建業法の適用に関するリサーチ (160) / (3) 不動産登記法 (160)	
4	取得ストラクチャーに関するリサーチ 160	
	(1) 対象資産が不動産信託受益権の場合 (160) / (2) 対象資産が現物不動産の場合 (161)	
5	取引エンティティである SPC 固有の論点に関するリサーチ 161	
	(1) TMK による現物不動産の追加取得 (161) / (2) 投資家に対する資金の還流 (161) / (3) 投資家による追加出資 (162)	
6	ローン契約のドラフトに関するリサーチ 162	
7	担保契約のドラフトに関するリサーチ 163	
II	ファイナンスにかかるリサーチツール	164
1	ファイナンス総論 164	
	(1) ファイナンス全般を扱う法律書 (164) / (2) 会計・ファイナンス理論 (164)	
2	個別の分野 165	
	(1) 不動産ファイナンス (165) / (2) プロジェクトファイナンス (167) / (3) キャピタルマーケット (169)	
III	個別事例でのリサーチ	170
1	不動産ファイナンスにおける個別リサーチ事例 170	
	(1) 前提 (171) / (2) 代替手段 (172) / (3) 具体的に留意すべき事項 (173)	
2	プロジェクトファイナンスにおける個別リサーチ事例 174	
	(1) 質問(1)について (175) / (2) 質問(2)について (177)	
3	キャピタルマーケットにおける個別リサーチ事例 178	
	(1) 必要な手続・スケジュールの検討 (179) / (2) 開示書類の作成 (181)	

第8章 金融規制分野のリーサーチ	183
I 金融規制法実務の特徴	183
1 金融規制法とは	183
2 金融規制法の所管官庁	183
3 金融規制法に関する案件の特徴	184
4 各種ガイドラインやプリンシプル等の位置づけ	185
II 金融規制法全般にかかるリーサーチツール	187
1 法律、施行令、施行規則、告示等	187
2 各種ガイドライン	187
3 パブリックコメント回答等	188
4 審議会での議論等	189
5 (上記1~4以外の) 所管官庁のウェブサイト	189
6 裁判例	190
7 書籍	190
8 その他	191
III 個別の分野でのリーサーチ	191
1 総論	191
(1) 参入規制 (191) / (2) 行為規制 (193) / (3) その他 (194)	
2 各論	194
(1) 銀行分野 (194) / (2) 保険分野 (195) / (3) キャピタルマーケット分野 (197) / (4) 証券化・流動化分野 (197) / (5) 金商法上の業規制分野 (ファンド分野以外) (197) / (6) ファンド分野 (199) / (7) デリバティブ取引分野 (200) / (8) 不公正取引分野 (201) / (9) 信託分野 (202) / (10) 決済分野 (203) / (11) 信用分野 (205) / (12) マネロン分野 (206) / (13) 決済分野以外のフィンテックその他 (207) / (14) 金融分野における個人情報保護 (208)	

第9章 税務分野のリサーチ 210

- I 税務の特徴 210
 - 1 租税法とは 210
 - 2 所管官庁 211
 - 3 税務に関する案件の特徴 212
 - (1) 法令の解釈にあたっての条文の重要性 (212) / (2) 税務当局による解釈の実務に対する影響 (212) / (3) 分野内の多様性・他分野との交錯 (213) / (4) 国際的な取引に関する課税問題への対応の必要性 (213)
- II 税務全般にかかるリサーチツール 214
 - 1 国税庁によるウェブサイトおよび出版物 214
 - 2 租税法の基本書 214
 - 3 租税法のコンメンタール・逐条解説 215
 - 4 毎年の税制改正に関する解説 215
 - 5 税務に関する定期刊行物 216
 - 6 国際課税・国外の税務に関する文献 216
- III 個別の分野でのリサーチ 217
 - 1 M&A における税務 217
 - (1) 取り得るスキームの検討 (217) / (2) M&A における課税関係の概要の確認 (218) / (3) 会社分割の課税関係の検討 (スキーム①) (218) / (4) 事業譲渡の課税関係の検討 (スキーム②) (220) / (5) 会社分割および株式の譲渡に関する課税関係 (スキーム③) (221) / (6) 行為計算否認規定の適用可能性の検討 (222)
 - 2 ファイナンス (ストックオプション税制) における税務 222
 - (1) 他の法分野の検討の必要性 (223) / (2) 課税上の取扱いの検討 (223) / (3) 契約書の作成にあたっての検討 (225) / (4) 補足 (税制非適格ストックオプションおよび有償ストックオプションについて) (226)
 - 3 国際取引における税務 226

- (1) 取引の具体的な内容の確認 (226) / (2) 適用される税目の整理 (227) / (3) 所得税法 (源泉所得税) の検討 (227) / (4) 消費税の検討 (229)

第10章 労働法分野のリサーチ —————231

- I 労働法実務の特徴 ……………231
- 1 労働法とは 231
 - 2 労働法に関する案件の特徴 232
 - (1) 事案に応じた法令調査の必要性 (232) / (2) 厚生労働省の公開資料の重要性 (232) / (3) 依頼者の状況に適したリサーチツール選定の必要性 (233) / (4) 事実上の対応に関するアドバイスの必要性 (233)
- II 労働法全般にかかるリサーチツール ……………234
- 1 労働法の基本書 234
 - 2 労働法の条文解説・コンメンタール等 235
 - 3 裁判例・定期刊行物 237
 - 4 実務・手続関係の書籍 239
- III 個別の分野でのリサーチ ……………242
- 1 就業規則等の社内規程の整備 242
 - (1) 就業規則等の社内規程全般について (242) / (2) 賃金体系等について (243) / (3) 同一労働同一賃金に関する検討について (244)
 - 2 不祥事社員への対応 245
 - (1) ハラスメント発生時の対応について (245) / (2) 懲戒の検討について (246)
 - 3 労働組合対応 247
 - (1) 労働組合対応全般 (247) / (2) 不当労働行為関連 (248)
 - 4 M&A におけるデュー・ディリジェンス 248
 - (1) 人事労務に関するデュー・ディリジェンス (248) / (2) 人事労務に関するデュー・ディリジェンスにおけるリサーチ (249)

第 11 章 知的財産法分野のリサーチ —————251

- I 知的財産法実務の特徴 ……………251
 - 1 知的財産法とは 251
 - 2 知的財産法の所管官庁等 251
 - (1) 所管官庁 (251) / (2) 管轄裁判所 (253) / (3) その他 (254)
 - 3 知的財産法に関する案件の特徴 254
 - (1) 横断的な検討の必要性 (254) / (2) 判例の重要性 (255) / (3) 頻繁な法改正 (256) / (4) 属地主義 (257) / (5) 実務慣行の重要性 (257)
- II 知的財産法にかかるリサーチツール ……………258
 - 1 裁判例について 258
 - (1) 裁判所ウェブサイト (258) / (2) 知的財産高等裁判所ウェブサイト (258)
 - 2 裁判手続について 259
 - 3 特許庁ウェブサイト 260
 - 4 J-PlatPat 260
 - 5 文化庁ウェブサイト 261
 - 6 経済産業省 261
 - 7 知的財産法の基本書等 261
 - (1) 特許法に関する基本書等 (261) / (2) 商標法に関する基本書等 (262) / (3) 意匠法に関する基本書等 (263) / (4) 不正競争防止法に関する基本書等 (263) / (5) 著作権法に関する基本書等 (263) / (6) AI やデータ取引に関する基本書等 (264) / (7) ライセンス契約に関する基本書等 (264) / (8) 知的財産権関係の判例集 (264) / (9) M&A と知的財産権に関するデュー・ディリジェンスに関する参考書等 (264)
- III 個別の分野でのリサーチ ……………265
 - 1 M&A における知財デュー・ディリジェンス 265
 - (1) 対象会社の保有する知財の確認 (265) / (2) 対象会社が締結

している知財関連契約の確認 (269) / (3) その他の知財関連問題の検討 (271)	
2 訴訟案件 272	
(1) [事例 2-1] について (272) / (2) [事例 2-2] について (273)	
第 12 章 危機管理実務のリサーチ	275
I 危機管理実務の特徴	275
1 企業の危機管理とは	275
2 危機管理案件とリサーチの特徴	276
(1) 多様な法令・ルール (277) / (2) 事実調査と法的分析の相互 関連 (277) / (3) 刑事・行政手続・民事責任追及に関する検討 (277) / (4) リーガルを越えた知見・対応の必要性 (278)	
II 危機管理実務全般にかかるリサーチツール	278
1 危機管理対応一般	278
2 第三者委員会対応、内部通報等にかかる文献	279
3 行政当局対応に関する基本的ツール	280
(1) 行政当局のウェブサイト (280) / (2) 基本書・コンメンター ル等 (282)	
4 刑事手続にかかる文献	283
5 国外の危機管理対応にかかる基本的ツール	284
III 個別の分野でのリサーチ	287
1 品質不正事案	287
(1) 事実調査 (287) / (2) ステークホルダーへの対応 (288)	
2 粉飾決算事案	289
(1) 調査委員会の組成 (289) / (2) 株主総会や監査法人等の対応 (290)	
3 従業員による横領	290
(1) 不正調査にかかる検討 (291) / (2) 懲戒処分等にかかる検討 (292) / (3) 再発防止策等にかかる検討 (292)	

第13章 情報・データ（個人情報保護）分野のリサーチ —————294

- I 情報・データ（個人情報保護）の実務の特徴 ……………294
 - 1 個人情報保護法とは 294
 - 2 個人情報保護法の所管官庁 294
 - 3 個人情報保護法に関する案件の特徴 295
 - (1) 個人情報保護法による解釈や考え方の重要性 (295) / (2) 分野内の多様性・他分野との交錯 (296) / (3) 外国の個人情報保護法との交錯 (296) / (4) 民間規律と公的規律の交錯 (297) / (5) リーガルを越えた対応の必要性 (297)
- II 個人情報保護法全般にかかるリサーチツール ……………298
 - 1 個人情報保護法ウェブサイト 298
 - (1) 総論 (298) / (2) ガイドライン・Q&A・パブコメ (299) / (3) 特定分野ガイドライン等 (300)
 - 2 個人情報保護法の解説書 301
 - 3 個人情報保護法に関する定期刊行物・連載記事 302
 - 4 サイバーセキュリティ関係の書籍 303
 - 5 プライバシーポリシー・社内規程関係の書籍等 303
 - 6 特定分野に特化した書籍 304
 - 7 外国の個人情報保護法に関する情報 304
 - 8 隣接分野の情報源 306
- III 個別の分野でのリサーチ ……………308
 - 1 個人情報保護法上の適法性に関する相談案件 308
 - (1) 個人情報の提供の可否に関する相談 (308) / (2) 仮名加工情報や匿名加工情報制度の利用に関する相談 (309) / (3) 民間規律および公的規律の双方が問題となる相談 (309)
 - 2 漏えい等発生時の対応に関する相談案件 311
 - (1) サイバーセキュリティに関する相談 (311) / (2) 金融分野における個人情報の漏えい等に関する相談 (311)
 - 3 グローバルプライバシーポリシーの作成に関する相談案件 312
 - (1) 日本の個人情報保護法を踏まえた総論的な対応 (312) / (2)

海外の国・地域の個人情報保護法にかかる対応 (313)

第14章 国際通商分野のサーチ	314
I 国際通商実務の特徴	314
1 国際通商法の全体像	314
2 国際通商法分野の特徴	315
II 個別の分野	317
1 WTO 協定	317
(1) WTO 協定の概要 (317) / (2) WTO 協定の関連機関 (319)	
/ (3) WTO 協定に関するサーチ (320)	
2 地域貿易協定 (RTA)	321
(1) RTA とは (321) / (2) RTA に関するサーチツール・入門書 (323)	
3 投資協定	324
(1) 投資協定とは (324) / (2) 投資協定に関するサーチツール・入門書 (326)	
4 貿易救済	327
(1) 貿易救済措置の概要 (327) / (2) 貿易救済措置に関する国内法令の概要およびサーチ方法 (328) / (3) 貿易救済措置に関する WTO 協定上の規律の概要およびサーチ方法 (329)	
5 貿易実務と通関・関税	330
(1) 貿易実務 (330) / (2) 輸出入通関 (331) / (3) 関税 (332) / (4) 貿易実務と通関・関税に関するサーチ方法 (333)	
6 政府調達	333
(1) 政府調達の概要 (333) / (2) 政府調達に関する国内法令の概要およびサーチ方法 (334) / (3) 政府調達に関する国際ルールの概要およびサーチ方法 (335)	
7 経済安全保障	335
(1) 経済安全保障とは (335) / (2) 経済安全保障を実現するための法制度 (336) / (3) 経済安全保障に関する案件の特徴 (337)	

- ／ (4) 経済安全保障分野の研究方法 (338)
- 8 人権・環境と通商規制 340
 - (1) 人権に着目した規制 (340) ／ (2) 環境・持続可能性に着目した規制 (341) ／ (3) 研究方法 (342)

第 15 章 外為法分野の研究 —————343

- I 外為法実務の特徴 ……………343
 - 1 外為法とは 343
 - 2 外為法分野の全体像 343
 - 3 外為法の所管大臣・官庁 345
 - 4 外為法に関する案件の特徴 345
 - (1) 法制の特徴 (345) ／ (2) 所管省庁による解釈・執行の特徴 (347) ／ (3) 外為法の取引における検討項目としての重要性の高まり・弁護士の関与 (348) ／ (4) 複数の法域の規制にまたがる対応の必要性 (349)
- II 外為法全般にかかる研究ツール ……………350
 - 1 関係当局ウェブサイト 350
 - 2 外為法分野の参照書籍 351
 - (1) 全体を解説した書籍 (351) ／ (2) 経済制裁分野 (351) ／ (3) 安全保障貿易管理 (351) ／ (4) 投資管理 (対内直接投資等) (353) ／ (5) 立案担当者等によるその他の書籍 (353) ／ (6) 金融機関実務 (354)
 - 3 外為法に関する定期刊行物 354
 - 4 国外の外為法分野に関する情報 355
- III 個別の分野での研究 ……………356
 - 1 企業買収と投資審査 356
 - (1) 外為法に基づく日本の当局対応 (356) ／ (2) 海外当局対応 (360)
 - 2 輸出規制対応 361
 - (1) 制度の説明と用語の解説 (361) ／ (2) 違反があった場合の影響

響の確認（362）／（3）米国輸出規制の観点からの検討（362）

3 経済制裁に関する相談対応 363

（1）外為法に基づく制裁取引該当性の検討（363）／（2）米国の制裁該当性の検討（365）

執筆者一覧 367

第6章

独占禁止法分野のリーサーチ

I 独占禁止法実務の特徴

1 独占禁止法とは

独占禁止法は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を正式名称とする法律を指すが、実務上は同法の関連法令も含めて「独占禁止法」と表現することが多い。以下では、独占禁止法という言葉をこうした広い意味で用いることとする。

なお、独占禁止法と似たような言葉として「競争法」という表現が用いられることがある。これは、英語の「Competition Law」の訳語であり、日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に類似した性質を有する海外の法令を指す語として用いられることが多いが、独占禁止法と競争法は相互に置換え可能なものとして用いられることがほとんどである。本章では、単純化のために、日本における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」およびその関連法令ならびに海外の類似した法令を指す用語として独占禁止法という語を統一的に用いる^{1) 2)}。

2 独占禁止法の所管官庁

独占禁止法は、公正取引委員会（以下、「公取委」³⁾）が所管する法律である。

1) 独占禁止法を中心とした法分野を指して「経済法」という表現もあるが、大学の講義名や司法試験の科目名などの学術的な場面で主に使われており、学術的な場面から離れた案件遂行において弁護士がこの言葉を使うことはあまりない。

2) 紙幅の関係から以下では基本的に日本における独占禁止法実務を中心としつつ、必要に応じて主要法域における独占禁止法実務にも触れることとする。

3) 公取委の英語名が「Japan Fair Trade Commission」であるため、海外のクライアントや弁護

公取委は、独占禁止法違反行為があった場合に違反行為者に対して排除措置命令や課徴金納付命令などの独占禁止法に基づく処分、警告や注意を発出したり、一定の規模以上の M&A について企業結合審査を実施したりしており、独占禁止法の執行活動を行っている。また、公取委は「〇〇指針」や「〇〇の考え方」という表題を用いて数々のガイドラインを公表しており、これらは独占禁止法に関する案件の遂行上よく参照される。加えて、公取委は、「アドボカシー（唱導活動）」にも近時力を入れており、様々な事業分野において取引実態の調査等を行ったうえで独占禁止法・競争政策上の考え方等を表明し、それを通じて、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促したり、所管省庁による規制制度の見直しの提言を行ったりなどを行っている。

公取委を含む各国の独占禁止法を所管する官庁を「競争当局（competition authority）」と呼ぶ。米国の競争当局と言えば、連邦取引委員会（Federal Trade Commission）および司法省反トラスト局（Antitrust Division, Department of Justice）を指し、EU の競争当局と言えば、欧州委員会（European Commission）かその担当部局である競争総局（Directorate-General for Competition）を指すことが通常である。近時の実務においては、これらに加え、英国の競争当局である競争・市場庁（Competition and Markets Authority）や、中国の競争当局である国家市場監督管理総局（State Administration for Market Authority）も実務上の重要性が高い。

3 独占禁止法に関する案件の特徴

(1) 公取委による解釈や考え方の重要性

独占禁止法に関する法解釈の特徴として、条文の文言が抽象的であり、法の趣旨に重きをおいた解釈がなされるという点が挙げられる。例えば、独占禁止法 2 条 5 項には「一定の取引分野」という言葉が出てくるが、これは「市場」のことであると通常は解釈され、具体的な案件における市場の範囲の画定（そのような作業は「市場画定」と呼ばれる）について、市場を商品市場と地理的市場に分けて検討し、需要の代替性および供給の代替性を考慮して判断するといった議論がなされる。こうした市場画定に関する考え方は、日本に固有なもので

士と英語でやり取りをする場合には「JFTC」の略称を用いることが一般的である。

II 独占禁止法全般にかかるリサーチツール

1 公取委ウェブサイト

独占禁止法実務に携わる弁護士が最も参照するリサーチツールは、公取委のウェブサイト⁵⁾である。同ウェブサイトでは、公取委からの報道発表資料⁶⁾が掲載されており公取委の最近の動向が把握できるほか、独占禁止法関連の法令・ガイドラインの一覧⁷⁾、相談事例集⁸⁾、年次報告⁹⁾など、独占禁止法・競争政策に関する様々な情報が記載・随時更新されている。前述のとおり、近時公取委はアドボカシー活動に力を入れており、取引慣行の改善や規制・制度の見直しの提言を積極的に行っている。こうした情報も依頼者に対する助言を行う際は有用である。

このように、独占禁止法に関する案件を進めるにあたっては、公取委のウェブサイトに関連する情報がないか調べることは必須であり、実際に手がかりになる情報が見つかることも多い。また、公取委のウェブサイトには英語ページもあり¹⁰⁾、独占禁止法関連の法令やガイドラインの英訳なども公表されているため、海外の依頼者から日本の独占禁止法に関して相談を受けた場合に有用である。これらに加え、公正取引委員会が提供する審決等データベース¹¹⁾を活用することも重要である。当該データベースには、公取委による審決、決定、課徴金納付命令・排除措置命令、排除命令、ならびに裁判所による公取委が関わる判決および決定が集約されているため、独占禁止法に絞った裁判例を検索

5) <https://www.jftc.go.jp/>

6) <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>

7) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

8) <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>。事業者による公取委に対する相談事例のうち、公取委が公表することが適切であると判断し、事業者の了解が得られたものが、年度別、行為類型別、産業分類別、主なテーマ別にて掲載されており、公取委による判断傾向を知るうえで有用である。

9) <https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/>。特に公取委による独占禁止法の執行に関する各種統計が記載されている点において有用である。

10) <https://www.jftc.go.jp/en/index.html>

11) <https://snk.jftc.go.jp/DC001>

するのに便利である¹²⁾。

2 独占禁止法の基本書

独占禁止法実務において、いわゆる基本書として最も参照する機会が多いのは菅久修一編著『独占禁止法〔第5版〕』（商事法務、2024年。以下、「菅久編著・独禁法」）と考えられる。同書は公取委の職員またはその経験者が執筆しており、公取委が採用している解釈や考え方を知る観点から、案件に取り組むうえでは必ず目を通すことが望ましい。そのほか、研究者が執筆した基本書としては、白石忠志『独占禁止法〔第4版〕』（有斐閣、2023年。以下、「白石・独禁法」）は網羅的な解説がなされており、定評がある。このほかにも有用な書物は多数あるが、実務上比較的参照する機会が多いのは、泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年。以下、「泉水・独禁法」）、幕田英雄『公取委実務から考える独占禁止法〔第2版〕』（商事法務、2022年）などである。以上は、令和元年までの独占禁止法の改正を反映した比較的最近のものであるが、それ以前に刊行されたいわゆる基本書のうち、比較的最近のものとしては、金井貴嗣ほか編著『独占禁止法〔第6版〕』（弘文堂、2018年。以下、「金井ほか編著・独禁法」）や根岸哲＝舟田正之著『独占禁止法概説〔第5版〕』（有斐閣、2015年）なども定評がある基本書の一例である。

また、初学者向けの学習書に位置付けられるものとしては、菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法〔第4版〕』（商事法務、2024年）、白石忠志『独禁法講義〔第11版〕』（有斐閣、2025年。以下、「白石・講義」）、土田和博ほか『条文から学ぶ独占禁止法〔第3版〕』（有斐閣、2024年）が挙げられる。

3 独占禁止法のコンメンタール

コンメンタールとしては、白石忠志＝多田敏明編著『論点体系 独占禁止法〔第2版〕』（第一法規、2021年。以下、「白石＝多田編著・論点体系」）と村上政博編集代表『条解独占禁止法〔第2版〕』（弘文堂、2022年。以下、「村上編・条解」）が令

12) ただし、民事訴訟において独占禁止法に関する主張がなされている裁判例は収録されておらず、こうした裁判例の検索には最高裁判所が提供する判例データベースや各種の商用データベースを用いる必要がある。

加えて、経済協力開発機構（OECD）には競争委員会（Competition Committee）があり、OECD ウェブサイトにもこれに対応する形で「Competition」のページが存在する¹⁷⁾。当該 OECD の「Competition」のページには、近時独占禁止法実務の分野において話題になっているトピックに関するレポート等が掲載されており、独占禁止法実務の中でも先端的なトピックに関する海外の動向を知る際に有用である。また、同ページ内の「Best Practice Roundtables on Competition Policy」では、定期的実施されている OECD 加盟国間の競争政策の議論についてレポートが公表されている。

なお、海外の独占禁止法に関しても、リサーチの出発点として各国の競争当局のウェブサイトを参照することが有益であることも多いが、国・地域によっては、英語でアクセスできる情報は限定的であったり、やや古いものであったりする場合もあることから注意を要する。

独占禁止法実務においても、他の法分野について海外法令調査をする際と同様に、Lexology による「Panoramic」¹⁸⁾ や Thomson Reuters による「Practical Law」、Global Legal Group による「ICLG」（International Comparative Legal Guide）¹⁹⁾ といった主要法律メディアに掲載されている記事や各国法律事務所が公表するニュースレターを参照することもある。このため、独占禁止法実務に取り組むに際しては、これらの情報ソースの使い方についても精通しておくことが望まれる。

III 個別の分野でのリサーチ

1 企業結合案件

〔事例 1〕

依頼者である X 社は、X 社の競争事業者である Y 社を、同社の完全親会社である A 社と共同で運営すべく、A 社より Y 社発行済株式の一部を取得することを計画している。X 社より、国内外での競争法届出の要否、届出準備の内容、スケジュール

17) <https://www.oecd.org/competition/>

18) 以前は「Getting The Deal Through（GTDT）」という名称で広く知られていた。

19) <https://iclg.com/>

ールおよびデュー・ディリジェンスその他Y社情報の取得に関する留意点について教えてほしい、との依頼を受けた。

(1) 公取委対応

① 届出要否検討

独占禁止法、独占禁止法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（以下、「届出規則」）の各規定に基づき判断する。明確でない点がある場合は、公取委ウェブサイト上の届出書記載要領および届出制度Q&Aを参照するほか、深町正徳編著『企業結合ガイドライン〔第2版〕』（商事法務、2021年。以下、「深町編著・企業結合ガイドライン」）、村上編・条解等を参照する。それでもなお不明な場合、公取委企業結合課に照会することもある。

② スケジュール検討

基本的には、後述④の初期的な競争分析を踏まえ、過去に経験した類似事例も参照しつつ判断する。

届出受理日および9条通知日（排除措置命令を行わない旨の決定がなされた日）は公取委のウェブサイト上で四半期ごとに公表される。もっとも、正式届出前の届出前相談において実質的な企業結合審査がなされることが多いため、実質的な企業結合審査の期間については公表情報からは把握困難なことに注意が必要である。

③ クリーンチーム組成・ガン・ジャンピング関係

競争関係にある事業者間の企業結合の場合、デュー・ディリジェンスその他を通じた相手方からの情報取得の対応次第では、不当な取引制限に当たる疑いが生じるほか、競争関係にある事業者間であるか否かを問わず、届出が必要な企業結合については、届出をして待機期間が満了する前に実質的に取引を実行したのと同視され得る共同行為等に及ぶと、届出義務違反の疑いが生じる（いわゆる「ガン・ジャンピング」）。そこで、ガン・ジャンピングとならないよう、当事会社間で情報交換その他企業結合の検討に際して生じ得る行動に関するルールを予め設けて遵守する必要性が生じる。ガン・ジャンピングの一般論については、井本吉俊編著『M&A 担当者のための独禁法ガン・ジャンピングの実務』

企業法務のリーガル・リサーチ

2025年3月10日 初版第1刷発行

編集代表 高宮雄介
小林和真呂
鈴木剛志
伊藤伸明
発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>
装丁 高野美緒子
印刷 株式会社理想社
製本 大口製本印刷株式会社
装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, Yusuke TAKAMIYA, Kazumaro KOBAYASHI, Takeshi SUZUKI,
Nobuaki ITO

Printed in Japan ISBN 978-4-641-12657-2

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（一社）出版者著作権管理機構（電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。